

# 令和2年第11回教育委員会定例会議事録

令和2年11月9日

東久留米市教育委員会

令和2年第11回教育委員会定例会

令和2年11月9日（月）午前11時20分開会

市役所7階 703会議室

- 議題
- (1) 議案第42号 東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について
  - (2) 議案第43号 東久留米市立図書館指定管理者の指定の依頼について
  - (3) 諸報告
    - ①「第二次東久留米市特別支援教育推進計画」策定の延期について
    - ②図書館職員育成素案
    - ③その他

---

出席者（5人）

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そわか

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	栗 岡 直 也
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	今 野 稔 恵

---

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

---

傍聴者 4人

### ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前11時20分)

- 園田教育長 これより令和2年第11回教育委員会定例会を開会します。  
本日は全員出席ですので、会議は成立しています。
- 

### ◎議事録署名委員の指名

- 園田教育長 本日の議事録の署名は宮下委員にお願いします。  
○宮下教育委員 はい。
- 

### ◎傍聴の許可

- 園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。  
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。  
○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせします。新型コロナウイルス感染症対策のため、傍聴席の間隔をできるだけ開けていること、窓と扉を開けて換気を行うなど行っていますが、マスクをしていたくなど個々の対策もお取りいただきますようお願いいたします。

また、お配りしている資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

---

### ◎議事録の承認

- 園田教育長 議事録の承認に入ります。10月20日に開催した第10回定例会では指定管理者に係る報告を時限秘で行いましたので、本日議事録をご承認いただきましたらその部分も公開となります。訂正のご連絡はいただきませんでしたでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

---

### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 日程第1、「議案第42号 東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第42号 東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について」、上記の議案を提出する。令和2年11月9日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するに当たり、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、市長に議案の提出を依頼する必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。
- 板倉生涯学習課長 議案第42号について補足説明します。スポーツセンターについては、平成18年度から指定管理者を導入しています。1期を5年間とし現在は3期目の運営となっておりますが、現在の指定期間は令和3年3月31日をもって終了となります。このことから、東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき指定管理者を公募し、東久留米市指定管理者選定委員会設置要綱に基づき設置した指定管理者選定委員会において指定管理者候補の選定を行いました。令和3年4月1日からの指定管理者の指定に当たりましては地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることから、本日議案としてご審議いただくものです。

議案の具体的な内容ですが、指定管理者を指定する施設は東久留米市スポーツセンター、指定管理者候補者は株式会社東京ドームを代表団体、株式会社東京ドームスポーツ及び株式会社東京ドームファシリティーズを構成団体とする東京ドームグループです。指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものです。なお、11月6日に東京ドームグループと仮協定を締結しましたことを報告します。

- 園田教育長 前回の教育委員会の中で、「報告」という形で指定管理の候補者について説明があり質疑応答をしていただきました。今回の議案は、議会の議決案件ということで、議会に提出することを市長に依頼する旨の議案です。ご意見、ご質問はありますか。
- 尾関教育委員 平成18年の最初に指定管理者を導入した時から東京ドームが指定管理者であったということですね。
- 板倉生涯学習課長 はい。
- 園田教育長 その他ご質問がなければ討論に入ります。
- 尾関教育委員 ありません。
- 園田教育長 討論省略と認めます。これより採決に入ります。「議案第42号 東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって議案第42号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 日程第2、「議案第43号 東久留米市立図書館の指定管理者の指定の依頼について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第43号 東久留米市立図書館の指定管理者の指定の依頼について」、上記の議案を提出する。令和2年11月9日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するに当たり、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、市長に議案の提出を依頼する必要があるためです。詳しくは図書館館長から説明します。
- 佐藤図書館長 補足説明をします。東久留米市立図書館の指定管理者については令和2年度をもって地区館3館の指定期間が終了するとともに、令和3年度から一部の直営サービスを除く中央図書館を含む4館を一体で担う指定管理者による新たな図書館運営を開始します。このことから、東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第2条の規定に基づき指定管理者の公募を行い、東久留米市指定管理者選定委員会において審査した結果、指定管理者の候補にTRC・野村不動産パートナーズグループを選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきあらかじめ議会の議決が必要なことから、市長に議案の提出を依頼するものです。

なお、指定管理者を指定する施設は東久留米市立中央図書館、滝山図書館、ひばりが丘図書館、東部図書館の4館です。

指定管理者の候補者はTRC・野村不動産パートナーズグループです。株式会社図書館流通センターが代表団体、野村不動産パートナーズ株式会社が構成団体となっています。指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間とするものです。なお、11月5日に候補者と仮協定を締結していますことを併せて報告します。

- 園田教育長 これも前回の教育委員会で事務局から報告があり質疑応答をしたもので、同じ

く市長に議会への提出を依頼するという内容の議案です。ご質問、ご意見はありますか。なければ討論に入ります。

○尾関教育委員 ありません。

○園田教育長 討論省略と認めます。これより採決に入ります。「議案第43号 東久留米市立図書館指定管理者の指定の依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって議案第43号は承認することに決しました。

---

○園田教育長 日程第3、諸報告に入ります。「①東久留米市特別支援教育推進計画策定の延期について」から説明をお願いします。

○今野統括指導主事 「東久留米市特別支援教育推進計画」の計画期間の変更を考えており、正式には次回の教育委員会定例会において議案として提出したいと思っておりますが、本日はそのことについて説明します。国や都の意向や計画を踏まえて平成27年10月に策定した「東久留米市特別支援教育推進計画」の計画期間は、今年度末で終了となります。

しかし、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により推進計画検討委員会を開催することができなかったこと、また、各学校では児童・生徒の安全・安心の確保のために新型コロナウイルス感染症予防策に徹底して取り組む必要があり、本推進計画に記載された取組内容について様々な検証活動の実施が難しい状況であったこと、さらに、都が7月に同様の理由から、都の特別支援教育推進計画について1年延長することを決定していたことなどの状況がありました。

そこで、本市においても特別支援教育推進計画の計画期間を令和3年度まで1年間延長したいと考えています。各学校においては継続して現行の特別支援教育推進計画の下、教育活動を実施していくこととし、第二次特別支援教育推進計画は令和3年度に策定し、計画期間を令和4年度から10年度までの7年間の予定としたいと考えています。

東久留米市特別支援教育推進計画策定委員会においては、引き続き、本市における特別支援教育の施策及び推進計画の策定に関する調査検討を行っていきたいという意向から、本日報告しました。

○園田教育長 今年度に入って、春先に、指導室から「第二次東久留米市特別支援教育推進計画」を策定したいとの話がありました。それに向けて東久留米市特別支援教育推進計画策定委員会を立ち上げたいという提案がありましたが、事務局から説明のあった事情があり、計画期間を変更したいというものです。

計画期間を1年間延ばすということにより計画上、齟齬（そご）を来すようなことにはなりませんか。

○今野統括指導主事 特に齟齬を来すようなことはありません。法などが大きく改正されたこともありませんので、現行のまま来年度も続けることで問題はないと考えています。

○園田教育長 次回、議案という形で正式に提出させていただきます。齟齬はないという説明ですが念のためよく確認した上で提案したいと思います。

続いて、「②図書館職員育成方針（素案）について」の説明をお願いします。

○佐藤図書館長 今般、図書館職員育成方針の素案を策定しましたので報告します。資料の1ページをお開きください。初めに「図書館職員育成方針策定の目的」を記載しています。1ページでは今後の市立図書館運営と図書館を取り巻く環境として、「今後の東久留米市立図

書館の運営方針」に基づき、令和3年度から一部業務は市の直営として残し、市と指定管理者が役割分担の上、中央図書館も含めた市立図書館4館を一体的に運営する新たな形での指定管理者制度を導入することとしたこと、及び、今般の新型コロナウイルス感染拡大による教育分野や図書館の影響を例示しながら、今後検討すべき新たな課題など、今後の市立図書館運営と図書館を取り巻く環境の変化を説明しています。3ページには「図書館職員育成方針の策定目的と今後の活用」について記載しています。今回策定します図書館職員育成方針は、「今後の東久留米市立図書館の運営方針」においても職員育成方針を明確にするとしていますが、市立図書館を取り巻く環境の変化にも対応しながら、安定した運営やサービスを提供していくため、図書館運営に携わる市職員及び図書館専門員を対象に求められる役割と能力、知識を整理した上で、人材育成や職場環境の整備に向けた基本的な方針をまとめ、明示していくことを目的としています。続いて、4ページをお開きください。4ページ、5ページにかけて、これからの市立図書館を担う職員の育成に向けた基本的方針を明示しています。東久留米市職員として目指す職員像及び育成に向けた施策は、市が定めている市職員人材育成基本方針を基本として、整合を図った上で、図書館の専門業務に対応する職員育成は五つの方針に基づき具体的取組を行うこととしました。

一つ目は東久留米市職員としての意識醸成です。図書館職員は市立図書館の充実に努めるとともに東久留米市職員として目指す職員像に向けて研鑽し、市の計画や方針を理解の上社会の動向を捉えながら施策を打ち出し、政策と市民ニーズとの調整を図ること。継続して公的責任を果たすことが求められます。市職員としての役割に責任を持ち、自ら参画する意識を育成することを方針の一つとしています。二つ目は図書館行政推進に向けた、自ら学び実践できる人材の育成です。今般の新型コロナウイルスのような状況においても、安定した図書館運営やサービスを提供していくためには、環境の変化にも対応しながら長期的視野での計画や方向性を持つことが重要です。また、市の方向性に基づいた指定管理者の管理・監督を行うことが求められます。そのため、図書館法や図書館サービスに関する基本的知識を身につけるとともに、研修や実践の場において図書館固有の専門性を継承していきます。また、担当として図書館のカウンターでの対応や業務の企画立案、進行を行うことで、自ら学び、実践できる人材を育成していきます。三つ目は図書館サービス充実にに向けた専門性の担保です。選書・除籍や、地域資料・行政資料の収集と活用をはじめ、図書館サービスの継続性を担保しさらに充実させていくには、市職員が図書館の計画や方針、基準を理解の上、司書職である会計任用職員である図書館専門員がその専門的知識を発揮できるよう専門員を理解し、リードする役割を担います。また、指定管理者の職員と連携し情報共有しながら、市の方向性を維持していきます。そのため、図書館サービスに必要な専門的知識の向上や、東久留米市基準の理解、地域の課題を把握する力を維持、育成していきます。四つ目は市職員・図書館専門員・指定管理者司書との情報共有です。一つの図書館として選書の方針や市民ニーズを共通理解し利用者が快適に過ごせる図書館とするため、市と指定管理者の役割を理解し、市職員・図書館専門員・指定管理者が情報共有できる仕組みを構築するとともに、市と指定管理者が協力し、共に成長していくための環境整備に向けて取り組んでいきます。五つ目は運営体制の維持です。庁内で司書資格を有する職員の人事異動について今後も図書館と人事部門が連携し調整を図るほか、必要な図書館専門員の任用を継続していきます。また、インターンシップ制度の活用や、図書館内に職員採用案内の設置などにも取り組んでいきます。状況により国や東京都をはじめ外部機関が開催する専門研修を活用するなど、図書館運営の維持に努めていきます。続いて6ページをお開きください。ここでは、今申しあげました基

本の方針に基づいた育成に向けて具体的取組を記載しています。取組の具体は各年度での状況を踏まえて定めていくためここでは箇条書きとしていますが、新たな運営において OJT や外部研修などの OFF-JT の推進、市と指定管理者の職員による選定会議の共同実施、共同での研修開催など実践を通じた育成や4館全館でのレファレンス記録、カウンター対応記録の共有とそれらの OJT への活用などの取組みに努めていきます。7ページからは、図書館職員育成方針策定の背景としてこれまで図書館事業の洗い出しや検証を行い、市と指定管理者の役割や連携体制をはじめ新たな市立図書館運営に向けて整理した経過や、新たな運営における市と指定管理者の主な役割を述べるとともに、8ページ以降では図書館職員に求められる役割と必要な能力・知識を市の主な役割ごと、職員ごとに求められる役割と必要な能力・知識を整理しています。13ページでは市が定めている市の職員の育成の根幹となります「東久留米市人材育成基本方針」と「図書館職員育成方針」の関係性を説明しています。今後は、東久留米市職員として目指す職員像及び育成に向けた施策は「東久留米市職員人材育成基本方針」を基本とし、整合性を図った上で、図書館の専門業務に対する職員育成は「図書館職員育成方針」に基づき、具体的な取組を行っていきたいと考えています。15ページ以降には参考資料、及びこの方針における内容理解のための用語解説を掲載しました。

なお、この素案を策定するに当たっては内部での検討のほか、人事部門である職員課との調整や図書館協議会で継続的な協議を行っています。図書館協議会からは策定に当たりまして17ページの参考3に記載したご意見をいただいているほか、素案の原案段階でもご意見をいただきました。これら人事部門や図書館協議会のご意見も反映した上で素案として今回まとめています。

今後は、この素案から案を策定していきたいと考えていますので、教育委員の皆様にもご意見等をいただければ幸いです。

- 園田教育長 3年ほど前に「今後の東久留米市立図書館の運営方針」を教育委員会で策定し、その中に、今後の図書館職員の育成方針を作っていくという内容があります。それを受けてこれを策定し、報告しています。今後、改めて案の段階で教育委員会に報告するということですが、スケジュールはどうなっていますか。
- 佐藤図書館長 この素案については、12月に市議会定例会前に、市議会議員の皆様にもご参考までに報告します。その後、様々なご意見やご指摘などを整理した上で素案から案を策定し、案についてはまた教育委員会並びに図書館協議会にも報告したいと考えています。
- 園田教育長 そうすると、今度教育委員会にかかるのは年明けですね。
- 佐藤図書館長 はい。
- 園田教育長 ご意見、ご質問はありますか。
- 馬場教育委員 中央図書館も指定管理者に移行することなので、職員に対してもいろいろな不安材料がありました。どのように東久留米の理念などを伝えていくのかなと何となく不安に思っていたことがありましたが、この素案はよくまとまっていて、職員の意識醸成や運営体制の維持などがとても分かりやすく示されていると思います。これが浸透していけばいいと思います。
- 宮下教育委員 図書館の専門員は会計年度任用職員ですね。その任用職員の採用年度について伺います。素案には「専門員の図書館サービスに向けての専門性の担保」という項目があります。専門性を高めていくには研修等があるということです。その研修には会計年度任用職員も当然参加する義務があると思いますが、保証されていくのですか。

○佐藤図書館長 会計年度任用職員である図書館専門員は、全員が司書資格を有した有資格者です。現在も図書館専門員の皆さんのお力を存分に発揮していただきながら図書館運営をしています。新たな図書館運営においても今年度中に選考等を行いまして、会計年度任用職員の任用をしていくこととなります。

また、4月1日以降に新たな年度とともにスタートを切るわけですが、現在もそうですが、会計年度任用職員の皆さんについては、選考で既に能力を有している方を任用していくこととなります。国や東京都をはじめ内部での研修もありますが、司書資格を有している職員であれば、常勤職員、会計年度任用職員に関わらず参加できるような仕組みになっています。より専門性を高めていただくための研修についても具体の中で示しています。

中でも東久留米市の基準の理解が一番大きなところだと思っています。東久留米市として、例えば選書についても収集方針や選定基準などがありますが、これらに基づいた技術の継承、こういった選書をしているか等のノウハウを内部のOJTを通じて研修し、共に意識を同じベクトルにしていく必要があります。そういったことを定期的に行いながら大事にしていきたいと思います。着任の冒頭でいろいろな読み合わせをはじめとした研修なども考えていますが、年間を通じてそういうスキル向上に向けた研修を行い、育成に努めていきたいと考えています。

○宮下教育委員 分かりました。専門性を高め、維持していくことがとても重要だと思います。その専門性は累積効果が大切になります。「会計任用年度職員が今年採用されたがその次には採用されない」ということになると、また、ゼロからのスタートとなります。専門性の維持が特に大切だと思いますので伺いました。

○園田教育長 (案)が取れるまで時間はありますので、お気づきの点があれば後日で結構ですので、ご質問なりご意見をいただければと思います。

次に、その他に入ります。事務局から何かありますか。

○森山教育部長 特にありません。

○園田教育長 委員からはいかがですか。

○馬場教育委員 この定例会の前に開催しました第2回総合教育会議でも発言しましたが、コロナ禍における学校の状況について報告します。

学校の新型コロナ対策の様子については、事務局や委員の皆さんは、学校だよりなどを通して、学校が行事を行うのに学年ごとにどれほど工夫をしているかをご存じだと思います。例えば、移動教室に行けなかった6年生については遠足に行き、帰ってきてからキャンプファイアをすとか、6年生だけで発表会をすとか。6年生だけの劇の場を設けてあげるとか、先生たちが、子どもたちが頑張った分の成果をちゃんと親に見せる場を設けてフィードバックさせてくれています。さらに、親だけでなく、他の学年にもフィードバックさせてあげようといういろいろな努力をしてくださっています。しかし、こういうことは「学校だより」だけではあまり伝わってきませんし、直接そういう話を聞くことは、今は難しい状況です。われわれ教育委員も少人数の参加が求められています。家族以外は子どもたちの様子を直接見られません。

第二小学校体育館で6年生によるダンスの発表会がありました。1、2年生の時に踊ったソーラン節や各学年の時に踊ったダンスなどで、6年生の保護者、6年生の先生と子どもたちだけが参加したそうです。先生も保護者も知らなかったそうですが、最後に、子どもたち自身が考えてやったことらしいのですが、突然、舞台に子ども達が集まって、「今までぼくたち私たちがここまでできるようになったのは先生たちのおかげです。ここまで育ててくれ

たのはお母さん、お父さんのおかげです」という挨拶とメッセージを各自一言ずつ言ったそうです。サプライズだったので、保護者も先生も知らなかったそうです。第二小学校は「自ら考えて行動し、学んで行動する人」という東久留米の教育目標の柱の一つを実践していたのですが、子どもたちにいろいろと我慢をさせたり、叱咤激励しながらやってきた中でしたが、6年生が自ら考え、そういう形で保護者や先生に還元してくれたということで、先生たちは号泣され、保護者も感激したそうです。

そういう話というのはなかなか聞けません。私もよく「こういうことを教育委員会で言ってくれ」「こういう風にしてほしい」とかの要望や苦情は個人的に受けますが、「東久留米の子ども達が自分たちで考えて行動して、保護者や先生たちに感謝の言葉を述べたり行動するということが本当に素晴らしかった」と、何人かの第二小学校の6年生の保護者の方々から伺いました。

私たちが望んでいることをちゃんと先生たちが実践してくださり、子どもたちに伝わっているのだという例が本当にあると思って、あまり具体的にそういうことを聞いたことがなかったものですから一つの例として報告させていただきました。

○園田教育長 ありがとうございます。ほかにありますか。

○宮下教育委員 私はいろいろな学校で、子どもたちの科学教室体験を行っている最中です。学校のいろいろなイベントがなくなってしまったということで、何らかの形で子どもたちの心に残るイベントをしたいという気持ちがあります。子どもたちの前で2時間続きの理科授業をやっていますが、子どもたちの科学に対する知的好奇心にはものすごいものがあります。目の輝きと言いますか集中力と言いますか、それは素晴らしいです。三密も避けなければならないし、ソーシャルディスタンスも考慮しなくてはなりません。「人と人の距離は離れるけれども心と心はもっと近くなった。みんな頑張っている」ということを前提に置きながら、今やっているところです。

もう一つ報告します。小山小学校でも6年生の移動教室ができなくなりました。そこで、小学校を卒業するまでに何か心に残ることができないかということで、校内でキャンプをやることになりました。1日目も泊らず校内で行いました。2日目は学校からスタートしてのオリエンテーリングでした。奥多摩のアメリカキャンプ村までの行程を自分たちがスケジュールを作ってそこまで行ったそうです。途中でトラブルはあったが、子どもたちはそれを乗り越えて到着しました。その帰りを学校で待っていた保護者の皆さん方は「最後だから心に残ることをしよう」ということで、キャンプファイアの準備をされました。井桁を組み、小山小学校の校長の知識を活用され、炎の色を赤と緑とブルーの三つに変えたのです。炎色反応と言います。6時からのキャンプでしたが、私は学校だよりを見て知りましたので、見に行きました。当日は無風状態でしたが、あんなに天高く炎が上るとは思わなかったほどです。「燃えろよ、燃えよ。天まで焦がせ」という歌がありますが、あの歌そのものをキャンプで見られました。子どもたちはフォークダンスを踊ったり、歌ったり、いろいろなことをやっていました。いい思い出ができたと思います。あれだけの炎を出しますから消防署にも連絡をして、十分な安全対策をとって実施されたのだと思います。

コロナだからこそ知恵を絞りながらそれぞれの学校が様々なことをやっていることは、日々、学校だより等を見ながら私もよく認識しています。本当に先生方は頑張っていると思いますので、ぜひわれわれ教育委員はそういう認識があることを校長会でお伝えしていただきたいと思います。

○園田教育長 両委員からお話がありましたが、コロナ禍で学校行事が例年とは違った形でや

らざるを得ない状況の中で、各学校で様々な工夫を凝らしながら活動しているということですから。学校行事は本来行事そのものをやるのが目的ではなく、何か一定の目的を達成するための手段としてやるものです。「自ら学び、考え、行動する」、そういう子どもの育成のために行事を通してそういう子どもたちを育成していくというものだと思いますが、ともすると行事をすることが一つの目的みたいになりがちです。しかは、今回はある意味、行事の在り方を見直して、教育委員からご紹介いただいたような形で、本来の目的を果たすためにはどう工夫をしていけばいいのかを改めて考えるきっかけになったと、事務局でも話をしています。そういう意味ではありがたいご意見、ご指摘だったと思います。

---

#### ◎閉会の宣告

○園田教育長 以上で令和2年第11回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前11時57分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和2年12月2日

教育長 園田喜雄 (自書)

署名委員 宮下英雄 (自書)